

令和4年度第2回 新宿区外部評価委員会第3部会 会議概要

<開催日>

令和4年6月30日（木）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

山口道昭、桐山早苗、藤川裕子、松永健、安井潤一郎

区職員

理事者（5名）

大山消費生活就労支援課長、片岡勤労者・仕事支援センター担当課長、村山地域福祉課長、
中野高齢者支援課長、堀里住宅課長

事務局（2名）

出沼副参事（特命担当）、甲斐主任

<開会>

【部会長】

皆さん、おはようございます。ただいまから、第2回新宿区外部評価委員会第3部会を開催させていただきます。

本日は、外部評価の実施に当たりまして、お手元の次第のとおり、ヒアリングを実施いたします。

なお、今年度、本部会は、個別施策Ⅰ－9、「地域の生活を支える取組の推進」、それから、個別施策Ⅲ－15、「多文化共生のまちづくりの推進」、この2つの施策を評価いたしますが、本日は、個別施策Ⅰ－9に係るヒアリングを行うこととし、個別施策Ⅲ－15に係るヒアリングは別の日程で実施することとしたいと思います。この辺りのスケジュールにつきましては、本日の部会の最後の事務局連絡の際に事務局から説明させていただきます。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局より確認させていただきます。まず1枚目が、このA4一枚の次第です。その下に、A4縦で左上をクリップで留めた「外部評価チェックシート」とあります。これは会議中に使うものではなく、会議が終わった後の個人作業でお使いいただく様式ですので、終わった後、事務局連絡のところで使い方や提出の仕方をご説明いたします。その下に、今度は参考

資料1、「ヒアリング時の質問事項等リスト（第3部会 個別施策I-9）」とありまして、こちらは前回の勉強会で皆様から出た質問、要望事項を取りまとめて一覧表にしたものです。これは理事者のほうにもお渡ししておりますので、本日はまず説明があった後に質疑応答という流れになりますが、質疑応答に際しては、事業ごとにこの質問リストを見ながら、ご自身の質問、ご要望についてご発言いただければと思っております。最後に、参考資料2、「第3部会の作業スケジュール」です。こちらは前回の部会でもお配りしましたが、会長からご説明があったとおり、少しスケジュールの中身を調整いたしましたので、こちらについても理事者とのやり取りが終わって事務連絡のところでご説明いたします。

事務局からは以上です。

【部会長】

それでは、早速ですが、ヒアリングを実施いたします。

本日は、文化観光産業部、福祉部、都市計画部の皆様にご出席いただいております。外部評価委員会は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けておりまして、この第3部会のテーマは、自治、コミュニティ、文化、観光、産業ということになっております。

本日は、個別施策I-9、「地域の生活を支える取組の推進」について、個別施策を構成する個々の計画事業と経常事業を中心に、2時間程度ヒアリングをさせていただきたいと思っております。初めの30分程度で、施策を構成する計画事業、経常事業について、評価や取組内容など、内部評価のシートの内容をご説明いただきます。その後、残りの時間で各委員から質問を行います。

各委員は、お手元の参考資料1、「ヒアリング時の質問事項等リスト」を基に、前回の勉強会で質問することとした事項等について質問してください。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合がございます。

進行について、何か質問はございますでしょうか。

それでは、説明のほう、よろしく願いいたします。

【事務局】

事業番号順に、まず計画事業からご説明いただくという流れでお願いいたします。その後、経常事業のご説明をいただくということでお願いします。

【地域福祉課長】

最初に、計画事業25、「成年後見制度の利用促進」でございます。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らしていけるように、そういった方々の意思決定を支援して暮らしを支えるという制度でございます。

現在、成年後見制度の利用促進に関しましては、社会福祉協議会が新宿区成年後見センターという位置づけになりまして、そちらが中心となって事業を進めているところでございます。これは、区のほうの委託や補助などで事業を実施しているところでございます。

令和3年度に関しましては、国が成年後見制度利用促進基本計画の中で中核機関を設置する

ことを各自治体に求めているということで、これを受けまして、新宿区成年後見センターを中核機関と位置づけました。中核機関には、成年後見に関わる各専門機関、弁護士、司法書士といった方々とのネットワークを構築して、そちらの意見を聞きながら、新宿区の中で成年後見制度を促進していくという位置づけの中で事務局機能を担っていただく。そういったことも令和3年度からスタートしまして、体制を強化しているところでございます。

3年度を取組でございまして、実績としまして、こちらの(1)～(7)にありますように、「成年後見制度の普及啓発」「専門相談の実施」「成年後見制度の利用に係る費用助成」「市民後見人の養成」「法人後見の実施の支援」「利用促進検討会の開催」「成年後見利用検討・支援会議の開催」、こういったところに取り組みまして、具体的に事業を進めさせていただきます。

指標としましては、新宿区登録後見活動メンバー登録者数、いわゆる市民後見人の人数の確保ということで、令和3年度については、目標値82人の登録のところ、実績値79人が登録をしているところでございます。この79人につきましては、その後、最終的に年度末の修正がありまして、76人という現状になっています。資料では79人になっていますが、その後の時点の経過により、76人という実績になっております。いずれにしても目標には達していないところではあります、ほぼこれに近い水準を達成しているということで、効果を上げているという評価をしているところでございます。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

続きまして、計画事業26、「だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進」に移らせていただきます。

事業の概要ですが、障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、就労意欲を持ちながらも働くことが困難な方に対し、新宿区の勤労者・仕事支援センターで就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行っています。また、受注センター事業においては、新宿区障害者福祉事業所等ネットワークの主要事業である養蜂事業を実施し、商品開発や販路拡大を進めています。

令和3年度の主な実績ですが、多数ありますので、主なところを抜粋して申し上げます。

まず、1番目の「就労支援事業」の「(1) 障害者就労支援事業」につきましては、就労の定着率が80.0%、②の新規就職者数が38人で行いました。③の職場定着のための「たまり場事業」は、年間を通して9回実施をしたところです。

(2)の「若年者等就労支援事業」については、①の就職者数が1人という状況で行いました。

(3)受注センター事業の③「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」ですが、養蜂拠点の拡充ということで、昨年度、1か所、伊勢丹の協力をいただきまして、計3か所になったところです。

一番下、2番の「無料職業紹介事業」につきましては、①の就職者数が71人という状況で行いました。

これらを踏まえて、令和3年度の評価でございまして、受注センター事業については、伊勢

丹新宿店との協働で養蜂拠点が新たに1か所加わったことから、それに伴いまして、商品化に伴う瓶詰めやシール貼りなど各事業所への委託機会が増加し、新たな仕事の創出につなげることができました。

また、長引くコロナ禍におきまして、就労への困難性が高い方はどうしても取り残されてしまう傾向があることから、区民ニーズを的確に捉えた事業を当センターのほうで実施しているものと評価しています。

指標については、指標1の就職者数については達成いたしました。指標2の無料職業紹介事業の就職者数については達成できませんでした。

ただ、全体としまして、各事業において、フリースペースでの面接会など、区民生活に必要な事業については、一昨年度に引き続き、感染症対策を十分講じた上で、オンラインシステムを活用した講座やセミナーの実施もしてきたことから、全体としては「計画どおり」という評価をしたところです。

簡単ですが、説明は以上です。

【住宅課長】

それでは、住宅課よりご説明申し上げます。「高齢者や障害者等の住まい安定確保」でございます。

事業の概要でございますが、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対し、協定保証会社等へのあっ旋により円滑な入居の促進を図るという目的と、入居、継続に必要な保証料の一部を助成するものでございます。こうしたことによりまして、入居受入れに伴う家主の不安の解消や、高齢者が円滑に住まいを確保できるように後押しするものでございます。

また、死亡発生時、居宅内での残存家財やそういったものの課題が前からございますけれども、そういうものに対応した保険に入った場合には、その費用について助成をするというものでございます。

取組方針でございますが、今言ったような事業の目的を達成するために新宿区の居住支援協議会といったものがございますので、こういうところとの連携を行いながら、ニーズとのマッチングをしっかりとしまして、効果的に高齢者等の入居を促進するというものでございます。

実績は記載のとおりでございます。また、「(2)家賃等債務保証料あっ旋件数」が5件、「(3)家賃等債務保証料助成件数」は予算50件に対して22件となっております。また、「(4)入居者死亡保険料助成件数」、先ほどの家財の処分等の保険ですが、これは予算50件に対して2件と実績としては少なくなっております。

これらは指標に掲げさせていただいておりまして、それぞれ家賃等債務保証料助成の達成度は44%、入居者死亡保険料助成が4%と、予算ベースで見ますと若干低い数値となっております。必要に応じて必要な方にしっかりと助成しているということで、目的は一定程度達成しているということから、評価といたしましては「計画どおり」とさせていただきます。

ございます。

以上でございます。

【事務局】

ありがとうございます。

今のところで、本施策の計画事業3つの概略の説明が終わりました。この後、理事者の方は経常事業の所管される各事業についてご説明をお願いできればと思います。事業順にご説明いただきますようお願いいたします。

【消費生活就労支援課長】

では、経常事業の説明に入らせていただきます。

307番、「人材確保支援事業」になります。こちらの事業ですが、東京都の助成金等の活用やハローワークとの連携により、求職者と中小企業のマッチングを支援するとともに、働いている従業員の処遇改善や就業環境の整備を支援することで離職者を減らし、就業希望者に対する就労支援に取り組む事業となっております。

取組内容・実績としましては、1番目に「ハローワーク新宿や新宿労働基準監督署との連携による啓発活動」、2番目としまして、「しんじゅく若者サポートステーションとの連携による若者支援」、3番目に、「就労支援、人材確保支援事業の実施」ということで、特に3番目につきましては、区民のうち、女性や外国人を中心とした求職者に対し、就職スキルアップの機会や区内中小企業とのマッチングの場を提供しております。

実績は記載のとおりとなります。求職者向けセミナー、企業向けセミナー、合同企業説明会等を実施しております。また、ホームページで「新宿区しごと図鑑」を運営しておりまして、区内中小企業の魅力等を発信しております。

以上です。

【高齢者支援課長】

続きまして、309番、「成年後見人等申立費用及び報酬助成等」でございます。

こちらの事業でございますが、後見人等への申立に係る申立費用及び後見人等が選任された後に後見人等への報酬負担が困難な高齢者や障害者に対して助成を行うものでございます。また、成年後見制度の利用に当たり、申立人がいない方などにつきましては、区長が家庭裁判所に審判請求を行っております。

3年度の実績でございます。お手元の資料に2か所誤りがございましたので、お詫びとともに訂正させていただきます。

「(1)②報酬助成28件」の記載ですが、こちらは32件の誤りでございます。また、(2)の一番下、「審判請求件数54件」との記載がございますが、こちらは58件の誤りでございます。お詫びさせていただきますとともに、訂正させていただきます。

こちらの3年度の実績の「(1)成年後見制度の利用に係る費用助成の実績」でございますが、①申立費用助成については、実績が0件でございました。②の後見人等への報酬助成でございますが、全体で32件でございまして、内訳は括弧内に記載のとおり、区長申立をしているケ

ースで高齢者に係る助成が24件、障害者は0件、本人やご親族が申立をされているケースで高齢者に係るケースが5件、障害者が3件でございました。

(2)は、身寄り等がない方に代わりまして、区長が申立をした実績でございます。こちらは審判請求件数が全体で58件でございまして、うち、高齢者に係る区長申立の件数が52件、障害者に係る申立件数が6件でございました。こちらの取組につきましても、必要な方につきましては適宜費用助成を行ったり、身寄り等がない方の財産の扱いで不利益が生じることがないように区長が代わって家庭裁判所に迅速に申立を行っていることから、適切に取組を行っているかと判断しております。

以上でございます。

【消費生活就労支援課長】

続きまして、310番、「新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等」になります。

事業の概要としましては、総合的な就労支援を行うため、新宿ここ・から広場仕事棟で事業を実施する公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して、運営の助成を行っているものになります。

取組の内容としましては、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して、各事業を実施するための運営経費を助成するものになります。

以上です。

【住宅課長】

それでは、311番、「都営住宅公募事務」でございます。

まず事業概要でございますが、これは東京都が実施する都営住宅の公募に際しまして、募集案内を新宿区内の各施設等に配布するものでございます。また、都営住宅の地元割当というものがございますが、新宿区が新宿区民を対象に公募を行い、抽選まで行った後に、登録者名簿というものを東京都に提出する作業でございます。

取組内容でございますけれども、記載のとおり、年4回の都営住宅の申込書の配布や、地元割当の選考事務、審査、こういったものを区で行うものでございます。

次、312番、「住宅まちづくり審議会の運営」でございます。

概要でございますが、こちらは、区の住宅施策の根幹となる部分について様々検討する場として運営するものでございます。諮問をいたしまして答申をいただき、区の住宅施策に生かしていく、参考にしていく、そういった目的の会議体でございます。

取組内容としましては、コロナ禍がございましたので、書面開催等で、予算的には若干執行率が低い形になっております。

次に、313番、「住宅相談」でございます。こちらは宅地建物取引士による住み替え相談、建物の取り壊しで家を出なければいけない、こういった住み替えの相談や、不動産売買について助言を行う不動産取引相談、または住宅資金融資相談、これは直接区が融資をするものではないでございますが、融資を受けるに当たってどのようなことが必要なのかといった助言を行うものでございます。

取組内容といたしましては、住宅相談は毎週木曜日・金曜日、第5を除きますけれども、区の建物で行っているものでございます。住宅資金融資相談につきましては、第1・第3金曜日でございます。

1枚おめくりいただきまして、314番、「住宅資金利子補給」でございます。

概要でございますが、区内に住宅の建設・購入または増改築を行う場合で一定の条件に該当した場合は、その融資の関係の利子補給を行うというものでございましたが、これは平成の初めの頃に利子がまだ高いということで、住宅の取得・購入が困難という時代に、利子の一部を補給するという制度でございまして、今は利子補給の継続分だけを行っているものでございます。個人住宅のほか、借上型の区民住宅建設のために必要な融資の利子補給も行ってきたものでございます。いずれも、利子補給の継続分のみのものでございます。

次に、315番、「民間賃貸住宅家賃助成」でございます。

こちらの概要でございますが、民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養している世帯、また、学生・勤労者単身者世帯に対して、家賃の一部を助成するというものでございます。学生・勤労者単身者世帯に対する新規募集は、令和元年度をもちまして終了しております。現在継続分の助成ということになってございます。

次に、316番の「住み替え居住継続支援」でございます。

概要でございますが、区内の民間賃貸住宅にお住まいになっている方が、取り壊し等により転居を余儀なくされた場合、住宅要配慮者と呼ばれている高齢者、障害者及びひとり親世帯に、転居に要する費用の一部を助成するものでございます。

取組内容につきましては記載のとおりでございまして、助成内容は、具体的には、引っ越したことにより家賃が上昇した場合、その上昇分の半額を2年間分助成する、また、引越費用の実費を助成するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、317番の「災害時居住支援」でございます。

概要でございますが、火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなってしまった状況にある方が、一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した場合に、住宅確保に要する経費の一部を一定期間助成するものでございまして、最大で60日間でございます。単身の場合は、1日当たり5,000円、複数世帯は6,000円となっております。

次に318番、「多世代・次世代育成居住支援」でございます。

こちらの概要でございますが、親世帯とその子供の世帯が区内で新たにお近くにお住まいになる、または同居される際に、初期費用の一部を助成するものでございます。また、子育てファミリー世帯が区内で住み替えをする際に、移転費用と家賃の差額の一部を助成するものもございまして。

次の事業に参ります。319番、「区営住宅の管理運営」でございます。

区営住宅の管理運営ということで、具体的には、住宅に困窮する所得が一定基準以内の区民に対して低廉な家賃で住宅をお貸しすることによって、区民生活の安定と福祉の向上、衣食住の住を保障するといった目的で運営しているものでございます。

取組内容としまして、「使用資格」と書いてございますが、月額にした所得が15万8,000円以下など、様々な条件がございます。

管理戸数は、3年度の実績で14団地、戸数は645戸、借上型が38団地、413戸となっております。倍率等につきましては、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、320番、「区民住宅の管理運営」でございます。

こちらは、今ご説明申し上げた区営住宅とは違いまして、中堅所得者層向けといったものでございます。平成の初めから運営してきたもので、20年間運営するという形ではございましたが、3年度をもちまして、最後の区民住宅がほかの目的の住宅に移行しました。3年度でございますが、その実績を挙げさせていただいているものでございます。

義務教育修了前の児童を扶養している区民に対して住宅を提供することで、区民生活の安定と福祉の向上、また、平成のバブルの頃にファミリー世帯層の流出がかなり激しく、なかなか新宿区に住めないということがございましたので、そういう方々に住んでいただくための施策でございました。

次に、321番、「特定住宅の管理運営」でございます。

先ほどご説明申し上げました「区民住宅の管理運営」でございますが、中堅所得者層向けに先ほどのような趣旨で運営してきました。所有型もございますが、借上型は、本来であれば20年間の運営を終了して借り上げたものをオーナーにお返しするというものでございますが、引き続き15年間、期限を切って借り上げをさせていただきます。区民住宅のときは義務教育修了前のお子さんがある世帯ということでしたが、20歳未満のお子さんを扶養されている世帯ということで、入居要件を若干緩和しまして、子育て住宅という形で応援していこうという趣旨で運営しているものでございます。

取組内容につきましては記載のとおりで、所得制限は、月額にして15万8,000円～97万4,000円と非常に幅が広く、多くの方に、子育て世帯に利用していただいているものでございます。

以上でございます。

【部会長】

どうもありがとうございます。

先週、委員の間で勉強会ということで、事前にお配りいただいた施策評価シート等を見て、疑問な点についてリスト化しております。それについては、今日の参考資料1という形でお配りしておりますので、まずはそちらから質問をさせていただきたいと思っております。

それから、今日の説明もありましたし、事前にもいろいろな資料もいただいているのですが、前回そこまで見切れなかったところもありますので、この質問に対して説明する際に、資料があればその辺も含めて、「ここを見たら分かるよ」ということを言っていただくとありがたいと思っております。あるのかどうか分からない面もあるのですが、あったらよろしく願いたいと思っております。

まず、計画事業25から始めたいと思っております。

成年後見制度ということで、法人後見というものがあるということだったのですが、それが何なのか分からないところがありましたので、まずここから教えていただけますでしょうか。

【地域福祉課長】

お手元に配付している資料で、「成年後見制度とは」というパンフレットがあるかと思います。そちらの12ページを開いていただきますと、法人後見についての簡単な説明がございます。後見人というのは、弁護士や司法書士という専門家が受任するケースが通常といいますか、あるのですが、こちらは新宿区の社会福祉協議会が法人として後見人を受任するという制度になっています。ここにメリットが2つほど書かれてありますけれども、法人でございますので、福祉の視点と地域とのつながり、社会福祉協議会は地域とのネットワークを持っておりますので、そういったものを活用することができます。それから、公共性があるということで安心してお任せできる、そのようなことがメリットとしてあります。

法人後見を希望されるご本人様の状況というのは様々でございますので、財産の有無や認知症の程度、介護の必要度など様々な要素がありますので、そういったご本人の状況をよく見て、その上でふさわしい支援をしていく必要があります。法人後見は、メリットを生かす仕組みとして、一つの選択肢として用意しているということでございます。

簡単でございますが、こういったところが法人後見といったものです。

【部会長】

今見ているのは令和3年度の取組・評価のところ、実績の「(4) 市民後見人の養成」がありまして、受講説明会やそういったことをやられているということが書かれております。法人後見の受任機関は社協だとしても、実際に対応するのは個人だと思いますので、これを市民後見人と呼んでいるということによろしいですか。

【地域福祉課長】

法人後見の場合は、社会福祉協議会の職員が実際に担当してやっているということです。市民後見人はまた別の仕組みであって、社会貢献型と言っているのですが、これは個人として受任するということです。

ただ、基本的には専門家ではない人たちですので、後見人の監督といいますか、そういったバックアップが当然必要になってきますので、そういったことは社会福祉協議会が中心になって実施しています。

法人後見とも密接に関係してきます。例えば、法人後見でご本人さんの課題を整理しながら解決の方向性を導き出して、ある程度方向性が固まって安定してきたところで市民後見人の方にバトンタッチする、そういったことも行われております。役割分担の中でふさわしい在り方を検討しているという考え方です。

【部会長】

専門性といった観点からだと、弁護士といった方がいると思うので、それが一番専門性が高いのだらうと思いますが、社協の職員の方は専門でやっていらっしゃるから、かなりスキルは高いというご理解なのでしょうか。

【地域福祉課長】

主に弁護士等の専門職の方が関わる場合は、ご本人様の財産処分が必要になってくるとか、例えば施設入所に当たって持ち家を処分するとか、そういったケースが典型的だと思うのですが、そういう場合は法律の専門家の方が行かないといけないと思います。その後、施設に入居した後の生活を支援して見守りながら後見していくというところでは、割合と市民後見人のほうがふさわしい。そういったところで、ご本人様の状況に応じて、適切な支援の在り方、後見の在り方を検討していくという考え方になっていくかと思います。

【部会長】

役割分担が難しい。特に法人後見と市民後見との役割分担が分かりませんでした。例えば、施設に入っていて口座の管理などがあると思うのですが、そういったものはどちらが適しているのでしょうか。

【地域福祉課長】

簡単な通帳の管理でしたら、市民後見人の方でもできると思います。ご本人様のお話を聞いたり、後見活動そのものではないかもしれませんが、それに付随して、見守りや相談に乗るとか、そういったことも市民後見人の方には期待される場所もありますので、そういうところは逆に市民後見人の方のメリットなのかなというところがございます。

【部会長】

そういった業務については市民後見人の方のほうが適していて、法人後見と比較しても市民後見のほうが適しているという感じなのではないでしょうか。

そのような市民後見人を養成するというところで、講習をやっていらっしゃるということだと思います。令和3年度の実績は、先ほど修正されて76人だと思うのですが、これぐらいの人数が適正なのかどうか、これは2つ目の質問になっているのですが、いかがでしょうか。

【地域福祉課長】

具体的に何人いけばいいのかというのはなかなか難しいところがあります。というのは、ケースに応じてその課題を解きほぐして適切な支援をしていく、そういうことの積み重ねでやっているとあります。現在、市民後見人の方が76人登録されていますが、実際には全てが直接後見活動に携わっている状況ではありません。いきなり養成して市民後見人になるのではなく、その前に、地域見守り協力員など社協の別の事業がありまして、そういったところで少し経験を積んで、実績を積んでいただいた上で市民後見人として適任のケースがありましたら受任していただく、そのような流れになっています。

現在のところ、そういった市民後見人と社会福祉協議会が一緒になって後見活動の対象者の検討に当たっていますので、人数が多いとそれだけきめ細かくニーズを分析して対応できるかということ、そういった対応能力のところもあります。現在の人数のところ、毎年大体10人程度の新しい登録メンバーを養成しながら、その中で市民後見人の方もご都合により辞退される方も出てきますので、一定の数を確保しながら運営していくということで、今のところは実績を積み重ねながらそこに対応しているというところがございます。最終的に何人必要かとい

うところはなかなか難しいと考えています。

【部会長】

次の質問です。今、実績値が76人、目標値82人ということで、この目標値の82人はどういう根拠で算出したのだろうかということがあります。それについて教えてください。

【地域福祉課長】

こちらにつきましても、市民後見人を養成していくことと、経験を積んでいただいて対応していただく人数としてどれだけ確保可能なのかということから積み上げていったところが考え方としてあります。認知症の方が何人いて、必要な方が何人という形でのアプローチではなく、体制の中での取組の積み上げの中で目標値を定めていくということでございます。

【部会長】

私どもが考えたところでは、需要から算出しているのかということで、どの程度認知症等の方がいて、家族に面倒を見ていただけないような方がいて、それに対応するためには何人ぐらい必要なのだろうということで、計画的に養成しているのだろうと聞いていたのですが、今聞いたところ、講習の回数や、回数をどのくらいこなして、何人ぐらい来るだろうか、供給サイドというか、そういった面から積み上げた数字ということですよ。

需要側としてそういった市民後見人をつけたいと考えたとしても、それで十分な対応ができるのか。また、そもそも市民後見人という制度自体を、認知症の方や関係者などそういった方が知っていて、対応してくれという要望があるのかどうか。その辺のバランスはいかがでしょうか。

【地域福祉課長】

親族の方が後見人になるケースもありますし、そういった後見人になりたいという親族の方の相談支援もこちらの社会福祉協議会の成年後見センターで行っています。市民後見人だけが選択肢ということではなく、その方の状況に応じて適切なものがある中での一つの選択肢として用意しているものでございます。ですから、市民後見人の普及はこの事業中での大事な目標ではありますので、そういったことを通して、逆に市民後見人に対する需要、ニーズが喚起されてくれば、それに応じて対応していくことが求められてくることかと思えます。

今は、実績をつくりながら、経験を積みながら、市民後見人の活動を定着させていくという段階かなと考えています。

【部会長】

そうすると、当面はこういったやり方をしていくけれども、将来的には認知症の人が増えるということが想定されているかと思うので、時期が来れば、養成計画などそういったものを改定して、もっと増やす方向に行く可能性はあるということでしょうか。

【地域福祉課長】

そういうことだと思います。

【部会長】

当面の対応ということで受け止めております。

次の質問です。説明会の参加者の実績が21名ということで、少し少ないのではないかと
いうところですが、その辺は十分だと考えていらっしゃるのか、それとも少なかったと
考えていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

【地域福祉課長】

現在、市民後見人の養成は、講習自体を6回受けていただくということもありますし、講習
を受けた後も、先ほどの地域見守り協力員として実績を重ねていただくとか、そういったこと
もあり、市民後見人としてそういう状況にお応えできる人でないと、誰でもというわけではな
いところがありますので、ご本人が強い希望を持っていらっしゃるけれども、実際には自分が思っ
ているものとイメージが違うということもあるかもしれません。そういう意味では、間口を広
げてというよりも、今のやり方で確実に年間10人ぐらいの登録できる方を確保するというこ
とで続けているところですので、今のところはこういうやり方がいいのかなと考えています。

【部会長】

合格された方が新規に9名、一方、登録抹消の方が4名ということで、差を見ると5名増え
たということになるかと思えます。これもこの程度で順調だというご理解なのでしょうか。

【地域福祉課長】

このところ、実績からすると特に大きな変化はないというか、こういったところであり
ます。ご本人のご都合で引っ越しされて新宿区から離れられると、それでできなくなります。そ
ういったこともありますし、ご本人様の体調や都合もありますので、一定の辞められる方も出
てくるということを踏まえての人数でもあります。そういったところで推移しているというこ
ろです。

【部会長】

ここに書いてあることではないのですが、今のご説明の中で、新宿区の市民後見人の方がほ
かに転居するとか、そういったことで外れるケースがあるということは、逆に言うと、他の区
で市民後見人をなさっている方が新宿区に転入なさってきて、その方に後見人になっていただ
ければ、特段講習等をそれほどがっちりやらなくてもそのままできるのかなという感じがする
のですが、そういったケースはありますか。

【地域福祉課長】

今、具体的にそういった方がいらっしゃるということは聞いてはいません。ただ、そういう
こともあるのかなとは考えています。

【部会長】

そうすると、ここの9名というのは、全て養成講座を受講して、そこで合格された方という
ことですね。

取りあえず前回の勉強会で出た質問については、私のほうからまとめて質問させていただき
ましたけれども、その際いろいろご意見がありました。私の理解がどうなのかというのもあ
るので、プラスアルファというか、何か疑問のところがあれば、質問なさっていただければと
思います。

【委員】

私も市民後見人の受講者募集のことなどを地域で見させていただいて、市民後見人制度の普及についていろいろやっていたらという事は感じています。実際、委員の方でされているという方もいらっしゃいました。

私自身は市民後見人についてよく分からないので、お聞きしたいのが、先ほどおっしゃった見守りや話し相手みたいなこともあったのですが、民生委員の方と重なるようなところがあるのかどうかということが一点。

あと、市民後見人の講習募集で、「おおむね65歳以下で、後見人としての活動が可能である見込みの方」というのが募集の内容なのですが、後見人として活動するのが、現役のフルタイムでお仕事をされているような方は難しいのかなという感じもします。現在活動されている80人近くの方はどういう方がいらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

【地域福祉課長】

民生委員さんとの関係ですけれども、民生委員さんは、担当のエリア、地域全体を見ていらっしゃるって、市民後見人の方は、対象者の方、特定の個人の方との関係をお持ちになっています。民生委員の方は、個々の通帳の管理など、そういったことまでは仕事の範囲ではなく、市民後見人の方は、そういったことも含めて、その方の必要に応じたことを見ていただけます。

【委員】

重なっている方がいらっしゃるというわけではないのですか。

【地域福祉課長】

具体的には、民生委員の方で市民後見人になっている方はいらっしゃらないと思います。両方を一緒にやっていくというのは、民生委員さんとしての活動は民生委員さんの活動としてありますので、なかなか難しいかもしれません。できないということではないとは思いますが。

それから、要件のところでございますが、65歳以下ということで、例えばお仕事をもちながらといった方でも、会社のボランティア休暇などそういった制度が活用できるのか、そういった方もいます。地域貢献としてそういった活動をむしろ企業のほうで支援しているということもありますので、両立しながら活動されている方もいらっしゃると思います。具体的に何人ぐらいいらっしゃるのか、そこまでは把握していないのですが、去年の受講の中でもそういった方がいらっしゃいました。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

もう一つ、市民後見人をやっていたら委員がおられまして、感じる場所もあるのかなと思いますので、経験から何かあればお願いしたいと思います。

【委員】

生活支援で今活動させていただいてまして、私は今1名のご利用者様を見させていただいています。今おっしゃったように、財産管理で通帳をお預かりして、必要な生活費を手渡しと

いうことも活動させていただいています。

今おっしゃったように、顔と顔が触れ合って、お話をしたり、お困り事を聞いたり、また、その方がその地域でよりよく楽しく生きていく、ともに生きていくということが、課せられている大事なことかなと思います。小さな困り事、芽を潰さないように拾っていく、地域の人同士で支え合っていくという、大事な市民後見人としての活動を担っているなと思っています。自信を持って、区民皆さんに可能な限り参加していただいて支え合う、住みやすいまちづくりになっている一つの事業かなと考えております。

【部会長】

ありがとうございます。

あとはフリーで、今日のお話を聞いて何かあれば。委員の方も含めてございますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、次の計画事業26に参りたいと思います。これも最初は私から、前回の内容から質問させていただきたいと思います。

まず、指標2、令和3年度の実績が40.3%で、これが「計画どおり」と評価されているということなので、それでよろしいのでしょうかというのが最初の質問です。よろしく願いいたします。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

こちらの指標2につきましては、無料職業紹介事業の利用者の就職者数ということで、先ほどの計画事業評価シートの実績の一番下、2番の「無料職業紹介事業」の①がこの指標に該当するところになっています。ここは、無料職業紹介事業の新宿わく☆ワークということで、事業案内を参考資料でおつけしておりますが、こちらの11ページをお開きいただきますと、この事業は、仕事を探している東京都内在住のおおむね55歳以上の方を対象とした職業紹介という形になっています。

昨年度は、コロナの関係で有効求人倍率も低い状況が続いておりまして、かつ緊急事態宣言等で飲食店が営業停止等で、調理補助などで働いていた高齢者の方も結構いらっしゃったのですが、そういった求人がほとんど来なくなったということもあって、就職に結びつく人数が非常に少なかったというところであります。

ただ、そういった中ではあるのですが、先ほどの計画事業評価シートの2番のところの、例えば③就職面接会、こちら当初は1回できればいいかなということで予定はしていたのですが、コロナ禍ではあるけれども、やはり高齢者の就職は非常に生活に密着するところでありますので、当然感染対策をきちんとしなければいけませんので、定員も決めて、スペースも一人一人の間隔を十分取った上で、消毒も徹底して、1回のところを3回実施したということで、目標に対して3回開くことができたということがあります。

また、セミナーも、セミナーはなかなか難しいかと当時考えていたのですが、就職に当たって、履歴書の書き方などを学んでいただく機会は非常に重要だろうということで、こちら感染対策を十分に取った上で、何とか1回開くことができました。

就職者数だけを見ると厳しい状況ではありますが、就職に結びつけるためにセンターとしてできることは最大限やってきたということで、トータルとして評価できるという形にさせていただいたということになります。

【部会長】

分かりました。現実はそのとおりだと思いますが、そういった状況だからこそ、何らかの手厚い支援というか、状況に応じた支援というか、それが求められているのだろうなという感じがいたします。コロナ関係では、別途いろいろな給付金や支援金があるので、失業してももしかしたら困らないのかどうか、他の施策があつて、困っていないから就職に結びつかなくてもいいということもあると思いますが、いつまでコロナの状況が続いているいろいろな給付金等があるのかということもあり、それがなくなってくると就職しないと生活が苦しくなるわけですので、何らかの支援をするための対応が求められてくるのではないかと思います。

令和3年度はイレギュラーな状態だと感じていらっしやって、コロナの状況は分かりませんが、今年度や来年度になればよくなるとするならば、こういった結びついた人数がもっと増えることを計画するのかどうか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

令和3年度、その前年度の令和2年度についても、新型コロナウイルス感染拡大という特殊な、今までにない状況であったと思います。

今後につきましては、今年度に入ってから、大分、一般の社会生活のほうも回復してきているという状況もありますし、これは国全体ですけれども、我々はいつも有効求人倍率の推移を見ていまして、今年に入ってから徐々に上昇している傾向にあるということでもあります。今年度に入ってから、新宿わく☆ワークのほうの就職者数も今のところ昨年度に比べて増えてきている、月平均10人以上というところに来ていますので、この調子で行けば、昨年度よりは就職者数は増えていくのかなと。今後高齢者の方を含めて皆さんの活動も活発になってきて、就職の部分についても、求人、求職者のほうの動きもどんどん活発になってきて、最終的に就職者数の増にもつながっていくのかなと見ているところです。

【部会長】

マスコミ情報だと、若者のアルバイトが足りないといったことが言われています。若者と55歳以上の方ではやる仕事が違うので、ぴったり合うかどうか、合わないだろうとは思いますが、需要は増えているのだろうと思います。

目標値を延べで出していて、今年度は353人が目標ということですよ。令和5年度が530人ということになっているので、今の状況のお話を聞いた限りでは、もうちょっと達成度が増えるのかなと感じました。そんなことでよろしいでしょうか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

事業の指標は、延べで足していくような形になっておりますので、昨年度以上に今年度の就職者数が実績として出ていけば、達成度もそれに比例して増えていくのかなというところです。今年度の実績を踏まえていけば、達成度のほうは、今年度末には昨年度よりは数字が改善して

いくのかなと見ているところです。

【部会長】

今聞いて思ったことなのですが、この目標値の出し方はなぜ延べなのでしょう。毎年単年度の目標を打ち出すというやり方もあると思うのですが、これはなぜ延べで出しているのでしょうか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

単年度ごとの目標もちろんあるのですが、計画事業ということで、計画期間である3年間のトータルの数字で最終的に達成したかどうかを見る上で延べの数字で指標を設定しているという状況です。

【部会長】

年度の計画は、例えば令和4年度であれば、353から176を引いたのが今年度の目標ということになるわけですよね。分かりやすさという観点からすると、そちらのほうが分かりやすいかなと思いました。計画をこちらで何か言うわけではなくて、あくまで達成したかどうか外部評価でありますので、分かることは分かりますが、分かりやすさという意味ではどうかと思いました。

次のところの質問に移りたいと思います。

最近、ひきこもりの高齢化——この場合は65歳とかではなくて、高校生、大学生のひきこもりからの高齢化なので、30代、40代ぐらいが話題になっているかと思います。今のは高齢者なのかもしれないけれども、関係法令に若者雇用促進法も入っているということで、その辺の関係からすると、30代、40代のひきこもり、50代辺りもあるのかもしれませんが、そういったものへのアプローチはどのような感じなのかという質問です。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

まず、仕事支援センターでも、若年者等就労支援事業ということで、こちらの事業案内の10ページのところがこの事業に該当するところです。表記のとおり、就労や進学などの自立に向けて不安や悩みを感じている15歳以上からおおむね39歳以下の若年の非就業者の方とその家族の方を対象とした相談支援ということでこの事業をやっております。

ひきこもりに関しましては、新宿区のひきこもりの相談や支援の体制は、何か専門の窓口を置くというわけではなくて、我々がやっている就労の部分や、障害者や高齢者など様々な窓口がありますので、それぞれの窓口で相談を聞いて、お互いに連携して対応しましょうという仕組みを取っております。私どもの勤労者・仕事支援センターでは、その中の就労の部分の相談があればお受けする。また、相談を受けたけれども、就労には当たらず、生活の困窮や別の課題がある方であればそちらのほうにおつなぎするというので、そういったひきこもりの支援相談体制の中の一翼を担って対応しているというところでございます。

【部会長】

ここには書いていないかもしれないのですが、前回の話で出たのは、全国的にこういった課題があるわけで、結構小さな自治体だったと思いますが、町の職員、自治体の職員がアウトリー

チでそういった家庭を訪問して相談に乗るとか、そういった対応をして成果を上げているというのを聞いたこともあります。

やはり新宿の場合だと規模も違うから、アウトリーチは難しい。結局、窓口のほうに来てくださいという対応なのかなと思います。ひきこもりは家にひきこもっているから、待っているのはちょっと難しいのではないかという感じはするのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

私どもの業務とは別のところにも関わってくるところではありますが、我々は就労という部分ですので、主に来ていただいて、そこで我々のフリースペースとあって、居場所づくりや、就労に向けたいろいろな講座や企業見学などもありますので、そういったところを利用していただくということがあります。

ただ、ほかの福祉的な部分では、場合によっては実際にご家庭を訪問するケースもあるかもしれませんし、その辺は部署によって対応が変わってくるのかなと考えています。

【部会長】

所管ではないかもしれませんが、ほかにどこかでやっているということでしょうか。

【高齢者支援課長】

部会長、よろしいでしょうか。高齢者支援課長です。

ひきこもりの問題ということで、私どもの高齢者支援課、それから、地域に10か所設置しております高齢者総合相談センターという総合相談の窓口がございます。今よく言われる8050ですが、私どもの業務で、70代、80代で介護が必要だということで支援やご相談で家庭に入っていく中で、実は50代ぐらいのお仕事をされていないご家族がいらっしゃるというケースを見受けることが時々ございます。そういったケースを見た場合には、当然状況なども把握をしまして、もしご家族が就労のことをつまづいていて相談に乗ってほしいとか、そういったニーズがあれば、速やかに関係機関に情報提供します。やはり難しいのは、精神等に疾患がおありなのかなというケースが多いと感じておりまして、そういった場合には、地域の保健センターの保健師等にもつないで、医療などが中断しているようなケースであれば、医療につながるような支援をさせていただきます。比較的高齢になっているひきこもりの40代、50代の方を高齢者の支援の中で見受けた場合は、そういった対応を取らせていただいているところでございます。

【部会長】

もう少しプラスアルファで。学校の不登校から、年齢が上がってきて、20代、30代ぐらいでひきこもってしまったというところの対応はいかがでしょうか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

そちらについては、若い方であれば子ども総合センター、そういったところが我々の事業につながる方もおります。あとは、国のほうの若者サポートステーションなど、そういったところに相談に行かれる方も結構いらっしゃいます。我々が事業をしていく中で、そういった関係

機関と連携してやっているところもございます。特に今おっしゃったような年代ですと、我々の就労支援の事業をご活用いただけるということで、そういったところから、「こういった方がいるけれども、就労に向けて何か支援していけないだろうか」という相談をいくつか受けていることもあります。そういった中で、いろいろな関係機関と連携しながら対応しているという状況でございます。

【部会長】

ありがとうございます。今のは外部評価からちょっと外れている質問でもあったので、この程度にさせていただきたいと思います。

次は受注センター事業ということで、評価のところに書かれていると思うのですが、どういった施設があるのかという質問なので、教えていただければと思います。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

こちらも事業案内の12ページをお開きください。真ん中のところに、「障害者福祉事業所等ネットワークイメージ図」ということで、真ん中に「受注センター」とあります。この受注センターは、我々の仕事支援センターのことを言います。厳密には、仕事支援センターの中のコミュニティ事業課というところがこの受注センターになります。

いろいろな企業や官公庁からの印刷をしてほしいとかそういった注文を受注センターがお受けて、受けた注文を障害者の作業所等にそれぞれ配分して作業していただいています。得たお金については、工賃という形でそれぞれ配分するという仕組みになっております。

この受注センターは、我々の仕事支援センターのことを指すという内容になっています。

【部会長】

それでよろしいですか。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【部会長】

それでは、次、令和3年度に養蜂拠点が1か所増えたということで、結構ユニークな事業だと思っていたのですが、その結果何か所になったのか、合計数の話ですね。それをお願いいたします。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

令和3年度に1か所増えたのは、伊勢丹にご協力いただきました。パークシティ伊勢丹2というビルが花園神社の近くにありまして、こちらの屋上に1か所増えました。四谷区民センターの9階の屋上の屋外の植栽エリアと区立障害者福祉センターの屋上で既に養蜂を始めておりましたので、計3か所になったという状況です。

【部会長】

次は、受注センター事業全体における養蜂事業の位置づけはどのようなものなのか。それから、養蜂事業を開始した経緯、今後の展開、これはユニークな事業なので、その辺を教えてくださいという質問です。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

まずは養蜂事業の受注センター事業における位置づけです。受注センターのネットワークに「しんじゅ Quality」というネーミングをつけてやっているのですが、その中でも、「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」と、養蜂事業についてはそういうプロジェクト名をつけまして、受注センター事業の中でも特に力を入れてやっている事業の一つになります。

この養蜂事業が始まった経緯としましては、もともと障害者の方の就労の機会の創出と、地域の方々との交流を目指していたときに、ちょうど区内在住の養蜂の専門の方がいらっしやいまして、そういった方に協力していただけるということになりまして、2019年、令和元年に、「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」ということでこのプロジェクトを立ち上げました。

現在では、地域の皆様からのご理解とご支援をいただいて、小学生のお子さんたちが見学に来てくれるなど、地域交流の促進にもつながっているという状況です。

今後につきましては、現時点で何か具体的に新たな拡充というものはないのですが、また区内に養蜂に適した場所等があれば、今後は受注センターとして検討していきたいと考えているところです。

【部会長】

ここでは最後の質問になるかと思えます。養蜂事業はユニークだと思うのですが、ほかにもこういったユニークな事業を検討されているのかどうかという質問です。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

養蜂事業については、今申し上げましたように、力を入れてやっているところでございまして、今後も販路を拡大したり、事業についてはより拡大して皆様に知っていただけるように努力しているところでございます。

今のところ、養蜂に匹敵するような新しい事業というのは、何か具体化しているものは特になく状況です。

【部会長】

ここまでが前回の勉強会で出たところだったのですが、そのほかに何か。

お願いします。

【委員】

先ほど高齢者支援課長から、知的障害、精神障害の方たちの話が少し出たのですが、これは今回の外部評価とはちょっと違うかもしれないけれども、私自身が高田馬場の精神疾患がある方を支援する「結（ゆい）の会」という社福の理事を18年やっているんですね。商店会メンバーとして入っています。そこは直接自分のところが仕事を取ってくるような形になっているけれども、三障害と言っても、知的、精神と、身体は全然違うではないですか。いくらでも仕事がある身体障害の皆さんと違って、知的、精神はやはりなかなか難しい部分があります。そういうときに、新宿区としての担当課はどちらになりますか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

就労という部分で、障害のある方の就労支援という形で我々の財団のほうでも事業をやっております。事業案内の6ページになるのですが、障害者の就労支援事業ということで、一般の就労を希望している障害等のある方の職業相談から就職準備支援、求職活動の支援、職場実習の支援、就職後の定着支援を一体的にやっております。そういった、これから就労したい、もしくは今就労中だけでも、定着支援という形で企業との間に入っているいろいろな支援してもらいたいという場合には、我々の障害者就労支援をご利用いただければと思います。

【委員】

分かりました。

それから、付け足しのようになりますが、先ほどのみつばち、一番最初に東京でやったのが銀座ミツバチで、出だしのところで若干関わっていた部分があります。紙パルプ会館の屋上からスタートしてもう20年になります。新宿区でもという形でやられているのは分かっていたけれども、さっき言われたように、ほかにも何かユニークなことができるならば、みつばち以外はやりませんよということではないわけですね。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

先ほど申し上げたように、地域の交流やそういったところで、ちょうど養蜂家の方にご協力いただけるということで養蜂事業をやっておりますが、今、全国的に、地方で農福連携という形で、特に農業関係に障害者の方が携わっているいろいろな事業をやっております。まずはどういう事業かということもありますし、それに携わる障害者の方がいらっしゃるかどうかということで、その辺の条件がクリアできれば、決して養蜂だけしかやりませんということではありませんので、そういった新しいものがあればもちろん検討していきたいと考えています。

【委員】

分かりました。

【部会長】

あとはよろしいでしょうか。

では、その次、計画事業27に行きたいと思います。「高齢者や障害者等の住まい安定確保」ですね。

私からの質問です。生活困窮者自立支援法の中の住居確保給付金は、それに携わっているNPOや支援団体の人たちからすると結構評判がいいものだと思っているのですが、新宿区ではこの事業の中でやっているのか、もっと別の枠組みでやっているのか、まず仕切りを教えてください。

【住宅課長】

そちらの事業につきましては、具体的には福祉事務所のほうで行っているものでございまして、福祉部所管ということでございます。

【部会長】

分かりました。何か情報の連携みたいなものはあるのですか。特段それはいいのですか。

【住宅課長】

具体的に何かを決めて連携しているという形ではありませんが、何か必要があれば当然情報共有はしております。

【部会長】

分かりました。

その次は、指標1と2ということで、前年度の評価のところ指標があつて、「家賃等債務保証料助成」と「入居者死亡保険料助成」というものがあります。令和3年度の達成率が、それぞれ44.0%、4.0%ということで、低いのかなと思います。これも評価結果は「計画どおり」となっているのですが、この辺についてはどうなのでしょう。

【住宅課長】

指標の設定がなかなか難しい事業内容でございまして、例えば1番の「家賃等債務保証料助成」、こちらの目標値は50件でございまして、50件に向かって区のほうで積極的に能動的に動いていくものというよりは、需要があつた場合にしっかりカバーできる余裕を持った数値設定、予算設定ということでございまして、この予算に対して実際のニーズはどうだったかという形になっています。例えば25件にすると達成率は上がりますが、万が一予算を超えた需要がその年度にあつた場合には円滑な支援ができなくなるということで、余裕を持った予算設定によるものでございます。

2番目の「入居者死亡保険料助成」も、保険を見ますと、1,000円とか2,000円とか、それぐらいの保険料になっていることが多くございます。そうしますと、申請して云々、審査して云々というより、お客様のほうがそれぐらいだったら自分で払えるということも考えられますし、入居者だけではなくてオーナーのほうにも、こういうのがあつて、使うようにたな子さんに促してくださいというアピールの余地はまだあると思いますけれども、1番と同じように、ちょっと余裕を持った設定で、50件ということで合わせたということもございまして、このような数値、達成度になっているところでございます。

中身につきましては、こういう事業があるということ、住み替えの相談、あっ旋、具体的に物件を探してくれる150件ほどの不動産屋さんを抱えておりますが、不動産団体を通して、そういったところには周知しています。

そういったところで、事業としては「計画どおり」とさせていただいているところでございます。

【部会長】

予算については、足りなくなってしまうと困るので、余裕を持って措置しているということかと思つています。

その次の質問です。関連していると思うのですが、申請がないから給付しないということですが、そもそも区民ニーズがないからなのか、それとも、あるのかもしれないけれども制度を知らないから申請しないのか、その辺はどのように感じていらっしゃるのかという質問です。

【住宅課長】

ニーズがそもそもあるのかというところは、潜在ニーズがあったとしても、それを掘り起こすことはなかなか難しいところではございます。こういった衣食住の住、生活の根幹となる部分への支援は、例えば福祉サイドのほうでは、本当に全体的に生活が立ち行かなければ生活保護制度がありまして、こういったところで衣食住全ての支援がされるということがございます。そういう方につきましては、そもそもこの事業が対象外であったり、相談自体が間に合っていますと、お客様からすればそういう形になりますので、住宅課のほうでやっている債務保証の事業にどれだけのニーズがあるのかをつかむ、また、こちらで計画的に設定することは難しい面がございます。

【部会長】

次も同じ関連の質問です。区の中の家賃等債務保証料助成や入居者死亡保険料助成がありますが、それを取り扱っている不動産の業者は区外の業者もいるだろうということで、区外の業者がそういったことを知らないと使うようになっていかないので、どの程度外まで周知しているのだろうか。このような質問になります。

【住宅課長】

今ご指摘いただきました近隣の区内にある不動産店等への周知ですが、現在は、新宿区内の先ほど申しました150ほどある住み替えに協力していただける不動産店に周知しているところでございます。ただ、ご提案のとおり、実際に新宿区は6つの区と隣接しており、物件に区境は関係ございませんので、区外の不動産屋さんに、「新宿区ではこういうことをやっている。新宿区民が相談に来たときにはそういうことをご案内いただきたい」と言うことは当然可能ですので、今後はそういうことも含めて充実を図ってまいりたいと考えてございます。

【部会長】

「紹介冊子2,400部」と書いてあったのですが、その配布先はどういうものか、全部区なのか、それとも区外も一部あるのか。

それから、紙冊子以外にも、ホームページなどでの周知の方法があらうかと思いますが、そういうこともやっていらっしゃるのかどうかという質問です。

【住宅課長】

本日はお手元にお配りしていないのですが、こちらの冊子は「新宿区居住支援サービスガイド」というものでございまして、今私が掲げているような表紙で、中身につきましては、入居から退去までのいろいろな不安やお悩み、そういったところを交通整理して、こういう事業がありますよという周知をする目的のものでございます。これを7,000部ほど作成しました。

ここにある2,400部という数字の配布内訳といたしましては、先ほど協力店が150店舗ほどあると言いましたが、ここを束ねている不動産取引業協会、具体的には宅地建物取引業協会新宿区支部さんや、全日本不動産協会の東京都本部新宿支部さん、こういうところを通して各不動産屋さんに周知をお願いしているところでございます。また、この2,400部以外ですと、区内の関連の部署の窓口や、民生委員の関係のところなど、こういった現場サイドの

ところにも配布させていただいているところがございます。また、ホームページにも掲載をしてPRしているところがございます。

【部会長】

その次のページの事業分析がありますけれども、これは事業経費のところからだと思うのですが、執行率が39.6%です。これも先ほどと同じような、ちょっと事情が違うかなという感じもするのですが、推進がなかったから予算だけ確保したというのとはちょっと違うかなと思うのですが、コメントをいただけたらと思います。

【住宅課長】

こちらの事業分析も、予算に対する事業経費というところで、先ほど説明申し上げたような結果からこのような執行率となっております。

【部会長】

分かりました。

その次は、高齢者向けの施策は充実している印象があるだけに、この事業の指標の達成度は低く感じる。同じようなことですが、まずここからお願いします。

【住宅課長】

福祉施策が様々ある中で、区が能動的に、今回は何件進めようと計画を立てやすい、立てられるものもあります。ただ、今回のように、受け身と言っては説明があれですが、先ほどのような債務保証や、大家さんがどう動くか、また、取り壊しで出ていかなければならなくなるような高齢の方、ハンディキャップのある方、こういう方がどれだけ発生するのかという予測がなかなか立てにくいという一面がございます。これは保険的な事業でございますので、余裕を持った設定で、ほかの計画を立てやすい事業等とはどうしてもこういう違いが出てしまいやすいのかなと考えているところがございます。

【部会長】

関連というか、施策の問題だと思います。次は、大地震等が発生したときに、障害者の避難先をどのように確保しているのか、そんな質問です。

【住宅課長】

大地震が発生したときには、ご自宅に住めない状況になってしまった場合には、一次避難所ということで小中学校等の避難所に行っていただくことになっておりますが、必要に応じて福祉避難所、これは一次に対して二次避難所と申しておりますが、これを開設してまいります。そういった中で、高齢の方やハンディキャップのある方、あとは、小さいお子さんを抱えていて、大勢の中で避難生活を営むことが難しい状況にある方につきましては、こういった福祉避難所、二次避難所のほうに避難をしていただくという形になってございます。

具体的な避難所として、区内の特別養護老人ホーム、児童館、子ども家庭支援センター、そういった様々な福祉的な施設がございますが、こういったところを指定しているところがございます。

【部会長】

一通り事前の内容はお答えいただきましたが、そのほか、ある方はお願いします。

【委員】

基本的な質問になってしまうかもしれませんが、入居者死亡保険料の助成が2件ということは、助成金を払った件数が2件ということですか。

【住宅課長】

委員がおっしゃるとおりでございます。

【委員】

目標値の50件というのは、この保険に加入するということですか。それとも、亡くなった方が50人いても平気のように50件にしてあるということですか。

【住宅課長】

亡くなった方がいた場合、50件出せるように準備をしているというところでございます。

【委員】

聞きたいのは、こんなにいいあれなのに2件しかないというのは、亡くなった後にちょっと時間がたって、特定の事業の人がお片づけしたりするということに対しての保険料ですか。

【住宅課長】

失礼いたしました。高齢の方はそういうリスクを抱えているので、大家さんが入居をためらってしまう場合がございますので、賃貸借契約を結ぶときに、万が一こういう状況になった場合に残存家財を処分する、そういう保険の商品がございますので、あらかじめ申請を受けた場合には、こちらの保険料を区のほうで支出をするというものでございます。ですから、もし入っていない場合に、そういう残存家財を処分しなければいけないような状況が発生しましても、こちらの予算で支出するというものではございません。

【委員】

もう一つ、事故物件は借りる人にやはり説明しなければならない、ペナルティーがつくぐらいになっているから、それほど役所はうるさいことは言わないだろうけれども、こんなに少ないというのは、新宿区が何かいろいろと難しいことを言って、みんなが保険に入りづらい状況なのではないかと思ったのですが、その辺りはどうですか。

【住宅課長】

保険に入ること自体に制約等は課していないのですが、保険を出す場合に、残存家財の保険の部分が内訳として分かることを求めています。そうすると、いろいろな支援の部分と一緒に内訳が出にくいような見積り等もございますので、そういうところは、今後、過去の例えば残存部分の保険料の実質の金額はいくらなのか、保険料がいくらなのかということが分かってくれば、申出の額で支出をするとか、そういう改善をすることで、利用したいと思っている方がもしれば使いやすくなるのかなとは考えてございます。

ただ、いずれにいたしましても、先ほど全体の説明の中で申し上げたとおり、どうしても安いということで、必要な資料を整えて申請をしてまで保険料1,000円、2,000円を払

ってもらおうという申請に結びつきにくいというところはございます。

【委員】

最後ですが、さっき障害を持った人たちの福祉避難所というお話があったけれども、具体的な話をしますと、知的障害、精神障害の人たちの一番の弱点は非日常です。ということは、もし震災が起こって避難所に行っても、やはりいられない。大きな声を出してしまったりする。これだけ直下型地震も切迫していると言われているわけだから、同じ三障害であっても障害によって違うということをちゃんと役所のほうも見ておいて、今後そういうことも考えていただける可能性はあるのか、ないのか。

【住宅課長】

今ご指摘のように、非日常というのが非常に難しゅうございます。また、大きな地震の後、動揺した中では、さらにそういうところが出てくるかと思われま。

先ほど、福祉避難所として、高齢者施設等の具体的な事例を挙げましたが、障害者、ハンディキャップのある方用としては、区立の福祉作業所、障害者福祉センター、新宿生活実習所、あゆみの家、障害者生活支援センター、こういったところを具体的に指定しているところがございます。

あとは、箱だけ用意してもなかなか厳しいものになりますので、区の災害時の体制としまして、そういう方への支援というような班もつくって準備をしているところでございます。

【委員】

分かりました。

【部会長】

どうぞ。

【委員】

先ほど地震についてのことを教えていただきましたが、つい最近、新宿区が水害の警戒区域に入りました。避難所や一般のものについては学校が関わってきているのですが、その後のいろいろな福祉施設、児童館など、障害者に関しての受入れはそこで構わないということですか。

【住宅課長】

水害につきましては、その建物、避難所が建っている場所によっては、想定される最大の雨量が降った場合には浸水してしまうという想定もございますので、そういうところははなから外しているところがございます。ですので、指定ができるところを最大限活用いたしまして、一旦避難したけれども、すぐにほかに移らなければいけないということがないように、これは危機管理部門になりますけれども、あらかじめそういう避難計画、誘導計画等を検討しているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

そのほか、何かございますでしょうか。

要望なのですが、取組・評価の実績の(5)に居住支援協議会の紹介冊子というのがある、先ほど配っているということだったのですが、こちらがないので、もし配るだけの余裕があるのであれば、委員分いただけたらと思います。いかがでしょうか。

【住宅課長】

用意させていただきます。

【部会長】

ありがとうございます。それでは、計画事業27はこれで終わりたいと思います。

今度は経常事業に参ります。2つほど出ております。

最初は、経常事業の319、「区営住宅の管理運営」です。

5月の募集では、17戸に対して応募者が1,074人であり、入居できない人が多数出ているということで、家賃助成等、他の施策でカバーできているので、区営住宅の追加建設は必要ないと考えているのか、それとも、倍率がかなり高いので、今後区営住宅を追加建設していく方向なのか、これは方針の問題だと思いますが、いかがでしょうか。

【住宅課長】

公営住宅は、最低限度の生活を営むために、衣食住の住の部分に基づいて供給しているものでございます。東京都が運営している都営住宅、各自治体が行っている市営住宅、新宿区であれば区営住宅でございますが、新宿区としては現在1,058戸の区営住宅がございますけれども、この数字がそもそも適正なのかどうか、また今後増やしていくかということについては、国等による特段の基準がありません。ただ、現実的に、この1,058戸が、新宿区は単身世帯が多いのですが、人口にしてどれだけ低所得の住宅に困っている方をカバーできているのかということ、難しい面がございます。

新宿区の65歳以上の高齢化率は大体2割で、しばらくは2割ぐらいで推移していきますが、これは全国的な問題ですが、この比率も上がっていく中で、国、都道府県としてどういったカバーをしていくかということにつきまして、東京都の住宅マスタープランでは、具体的な数には触れておりませんが、今ある公営住宅、都営住宅のストックを最大限活用いたしまして、そういうところと、先ほどの民間のセーフティーネット関連、家賃の債務保証、民間の賃貸借契約ができる住宅、こういうものをしっかり増やしてスムーズに入居ができるような支援をしていく、そういった組合せによって行っていくということが掲げられております。

新宿区といたしましても、そこは同じような方向でございまして、具体的に今後何戸増やすとか、どう集約していくのかということが決まっているわけではございませんけれども、建物ですからいつか更新をしなければいけない時期が来る中で、必要に応じて、建て替えたときにその余力のところで増加できることもございますし、様々な民間の住宅の支援策がまだ走り出したばかりですが、高齢者やハンディキャップのある方の入居を拒まないという一定の条件の下、家主や建物に対しても支援をしながら、そういう住宅の登録を増やしていくとか、様々な施策が始まっておりますので、そういったところの組合せで今後もしっかり対応していきたいと考えているところです。

【部会長】

倍率を見ると高いから、ニーズはあると思うけれども、住宅をつくるのは費用もかなりかかるので、別のやり方があればそちらもということかなと思います。

これは、区営住宅をつくるときに、国庫補助があるとか、都から補助があるとか、それが十分に出てくるようであればやったほうが良いということですか。その前提として、補助率はどのくらいですか。

【住宅課長】

現在、補助によって建設というのは全くないので、今、具体的な補助率は持ち合わせていません。国自体がそういう方向で考えていないところがございまして、どちらかという、今あるものの維持です。そういうところにどんな補助がいただけるのかということはあるかと思いますが、全くの新規供給は、どの住宅も基本的な方針はそういったところには掲げられておりませんので、そこは数字としてはないということです。

【部会長】

新宿区も結構空き家があるんですね。動向として見ると、空き家の活用とかそういったものもあるから、そっちをやってくれということですか。

【住宅課長】

空き家というのは、民間ではなくて、公営住宅で空いているところがあるということですか。

区営に関しては、退去したらどうしても大がかりな修繕が必要ですので、そういった修繕待ちの空き家はございますが、修繕は終わっているけれども募集をかけていないところはほとんどない形でございます。

ただ、都営住宅は、建物全体を建て直そうとしている計画がありますと、大規模な住宅ほど、空いたから入っていただくとすぐ出ていただくわけにもいきませんので、そういうところで空いていたり、昔は世帯で住んでいたけれども、どんどん単身化が進んでいるところで、本来は単身向けに動いていただかなければいけない、動いていただいた後には空いているというところはございます。ここは都も触れていますが、なるべく効率よく新たな方が入居できるように最適化を図っていくというところは区としても同じ考えでございますので、今後住宅の再編等も含めて対応していきたいと考えているところでございます。

【部会長】

ありがとうございます。よろしいですか。

【委員】

応募者に対して平均倍率がうんと高いのですが、例えば、落選した方が5回申し込んだ後、こういう方法もありますよといった、そういった応募し続けてもなかなか当たらないといった方に対して、何かフォローアップみたいな形は取っていただいているのでしょうか。

【住宅課長】

区営住宅につきましては、普通は1つしか抽選番号を付与しないのですが、3回落選します

とそれを2つにするということで、かなり当選確率に影響があります。実際に2つの抽選番号で入居に至った方は比率的には高い傾向になってございますので、そういったフォローアップはしているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

では、次に参りたいと思います。

経常事業関係で、311、312、316、317、318は、予算執行率が結構低いです。例えば、311は20.2%、312の事業は30.9%など、低いにもかかわらず「適切」という評価になっています。それはなぜなのかという質問です。

【住宅課長】

まず、執行率20.2%の事業、311番、「都営住宅公募事務」でございますが、これは都営住宅ですので、審査は東京都がやりますけれども、区民に周知するというので、申込書を各窓口、区の施設等に配送して配っているところでございます。

都営住宅の地元割当というものがあるのですが、コロナ禍ということもありまして、体制的な問題で3年度は行いませんでした。東京都が申込みから審査まで全部やってくれるのではなくて、地元への割当ですので、当然区の住宅として新宿区のほうで申込みの受付から入居審査、入居に至るまで全てを行うということで、かなり労力を要するところでございまして、どうしても体制的に整わなかったということで今回は行いませんでした。それに伴って、募集案内の印刷や配送といった経費が浮いたものでございまして、このような執行率となっております。

【部会長】

コロナ関係でできなかったというのは結構あるかと思うのですが、そのほかというのはあるのですか。全部コロナということによろしいですか。

【住宅課長】

312番の審議会も、書面開催をしたことでその分経費が少し違ってきました。例えば、具体的には速記が必要なかったとか、そういうところでこのような数値になってございます。

ほかに、14.9%というのが事業番号317番です。保険的な意味合いの事業と先ほど申し上げましたが、これも同じように災害が起きて初めて申請が来るかどうかというところがございますので、余裕を持った予算設定で、災害が少なかった、災害があっても利用されなくても済んだ、親族の家に身を寄せたとか、そういったところでの実績でございます。

318番の「多世代・次世代育成居住支援」ですが、これは31.2%です。例えば、親が新宿区内に住んでいるからそこに引っ越してこようというときに経費の一部を助成するものでございますが、親がいるから同居しよう、近隣に住もうといっても、家賃自体は高い。その差額を出すといっても、今までの家賃が安くて広いところから高くて狭くなってしまうというときに、現実的には厳しいのかなという方もいらっしゃる中で、なかなか需要が見通せないということで多めに設定をしているところでございまして、こういった結果になっているものでござ

ざいます。

【部会長】

その他、この際何か質問しておきたいことがあればお願いいたします。

【委員】

今、地域で住むためのということで、いわゆる地域弱者の人たちに対してのサポートの話をお聞かせいただきました。

これは消費生活就労支援課長さんをお願いという形になるかもしれませんが、町会と商店会、いわゆる地域の部分、大多数の事業者、それから区民が入っている、この人たちが自分たちで子育て支援や高齢者対応を現実にやっているわけではないですか。この2つの団体に公益事業をやっているんですよという教育をしないと、俺はもったいないと思うんだよね。

さっき水害の話が出ましたけれども、墨田区の水害時の移動先は文京区だよ。隣の台東区ではない。ましてや東のほうには行けないということで、墨田に聞いたら、行くところは文京区だよ。

そう考えると、新宿はまあまあ恵まれている部分もあるからこそ、今ここで、商店会や町会、いわゆる区民の人たちのやっている部分とうまく連携して、公益事業者なんだということを一番知っていなければならない商店会メンバーが一番知らないということが私は弱点だと思いますので、ぜひうまくご対応いただければと思います。

【消費生活就労支援課長】

今、委員のほうから貴重なご意見を伺いました。

就労というよりも、消費生活の部分でやっている事業では、ちょっとここから離れるのですが、町会等は対象にしているのですが、講座等をやっている中で広く地域に呼びかけて、災害に関する講座もやっております。工学院大学の教授にも関わっていただいています。そういった事業を通じて、連携というところまではいかないのですが、広く地域にこういった事業があるということは伝えていきたいと思います。

ほかにそういったことが何かできるかということは、様々な事業、もしくは関連部署の中で検討していければと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

お時間も予定されていたところをちょっと過ぎたところですので、本日のヒアリングはここまでにしたいと思います。所管課の皆様、丁寧なご回答をありがとうございます。

それから、一部施設についてのヒアリング等がこれからですので、そこを見た後、また何か聞きたいことがある場合もあるかもしれませんが、その場合には文書等で照会させていただく機会があるかと思います。その際はよろしくお願いいたします。

これで所管課へのヒアリングは終了いたします。ご退室いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(理事者退室)

【事務局】

本日、個別施策Ⅰ－９のヒアリングは全て完了しました。

参考資料２のスケジュールをご覧いただきよろしいでしょうか。この資料を基にご説明いたします。

本日は６月３０日ですが、冒頭、部会長からご説明いただいたとおり、７月８日をヒアリング予備日として確保していただいていると思いますが、ここで個別施策Ⅲ－１５、「多文化共生のまちづくりの推進」を——これはボリューム的にはすごく少なく、計画事業１本とそれに関連する経常事業数本とすごく小さな施策になっていますので、これと、区役所の掲示を見るとき、徒歩数分のハイジアの中にある多文化共生プラザを見ていただくとか、そういったこれに関連する区役所周辺の視察をセットにして、２時間の枠で実施したいと考えております。移動距離もそれほどありませんので、ご協力いただければと考えております。

先にヒアリングをするのか、先に視察するのかということは現在調整中ですので、決まり次第ご連絡いたします。

その後が７月２１日の視察ということで、３つの候補施設、四谷の養蜂拠点、勤労者・仕事支援センター、大久保の区営アパートの管理があります。酷暑が続いている中で、なるべく外での移動を短時間にすると、視察の時間自体をなるべくコンパクトにすることを検討させていただきたいと思います。

その後、８月５日と８月８日に取りまとめ日を２日程いただいております。

本日、個別施策Ⅰ－９についてはヒアリングまで終わりましたので、今後視察で補足情報は入りますが、大変お手数ですが、本日から個人の評価作業を実施していただきたいと思います。その際に使う様式は、この外部評価チェックシート、今日お配りしたクリップ留めの資料です。このクリップ留めの資料をご覧いただくと、一番上が個別施策Ⅰ－９、施策全体のチェックシートで、めくっていただくと、次が計画事業２５、「成年後見制度の利用促進」、その次に２６、２７と続いておまして、その後、経常事業の取組状況のチェックシートをつけております。そこは、事業番号、事業名を空欄にしております。経常事業については、意見があったもののみについて書いていただければ結構です。特に意見がなければその旨をお伝えいただいても結構です。一方で、計画事業と施策については評価の対象となっておりますので、全てについて評価の記載をお願いいたします。

個別施策のチェックシートについては、各事業で評価しきれなかった全体的なところの評価や今後の意見等をお書きいただければと思います。

提出していただいたものをまずは単純に合体させたものを８月５日の取りまとめ部会で机上に配付しまして、部会としての統一見解をつくっていく議論をしていくということになります。終わらなければ８月８日に残りの議論をしていただきます。

チェックシートの提出につきましては、8月5日に取りまとめなので、その後の作業も考えますと、7月31日が日曜日なのですが、この辺りまでにご提出をいただきたいと考えております。遅れる場合は、事前連絡をいただければ、会議前々日の8月3日ぐらいまではお待ちすることは可能です。提出方法については、この後お送りする電子ファイルのメール送付か、今日お持ち帰りいただいた紙の郵送にてお願いいたします。

ここまでが今後の進め方のご説明になりますが、何かご質問等ありますでしょうか。

それでは、次回のご連絡です。次は7月8日です。ヒアリングの残りと視察になります。集合時間、当日の行程については、改めて私のほうから近日中にご連絡いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【部会長】

では、そういったことで、暑い中ですがよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで外部評価委員会第3部会を終了いたします。お疲れさまでした。

<閉会>